

平成 12 年 9 月 8 日 制 定
令和 7 年 6 月 1 日 最終改定

株式会社 西日本住宅評価センター

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 本規程は、センターが別に定める業務規程に基づき実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は、別表第 10 に定めるところによる。

(手数料算定の原則)

第3条 手数料算定における建築物及び工作物である自動車車庫の適用単位、適用床面積及び適用建築面積は、別表第 0-1 及び別表第 0-2 に定める。

- 2 各別表における建築物の区分は、別表第 0-3 に定める。一の申請において、複数の区分番号に該当する場合、申請部分の床面積が最大の区分番号を適用する。
- 3 申請が別表第 0-4 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算し、手数料の合計から減額する。
- 4 別表第 0-1 から別表第 9 までに定めのない適用単位、適用床面積、適用建築面積、規模、建築設備、一般工作物、検査、枚数、部数、色又は用紙等に係る手数料は別途見積りとする。

(建築物に関する確認の手数料)

第4条 建築物の確認に係る手数料は、別表第 0-1 の適用単位及び適用床面積につき、別表第 1-1 に掲げる金額とする。

- 2 第 1 項の建築物が別表第 1-2 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

(建築物に関する中間検査の手数料)

第5条 建築物の中間検査に係る手数料は、別表第 0-1 及び別表第 0-2 の適用単位及び適用床面積（特定行政庁において、別に定めがある場合を除く。）につき、別表第 2-1 に掲げる金額とする。

- 2 前項の建築物が別表第 2-2 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

(建築物に関する仮使用認定の手数料)

第6条 建築物の仮使用認定に係る手数料は、別表第 0-1 の適用単位及び適用床面積につき、別表第 3-1 に掲げる金額とする。

- 2 前項の建築物が別表第 3-2 の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

- 3 計画の変更により再度仮使用認定を行う場合で別表第3-3の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額とする。

(建築物に関する完了検査の手数料)

第7条 建築物の完了検査に係る手数料は、別表第0-1の適用単位及び適用床面積につき、別表第4-1に掲げる金額とする。

- 2 前項の建築物が別表第4-2の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

(建築設備に関する確認及び検査等の手数料)

第8条 建築設備の確認、完了検査及び仮使用認定に係る手数料は、別表第5-1の適用単位につき、同表に掲げる金額とする。

- 2 前項の建築設備が別表第5-2の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

(工作物に関する確認及び検査等の手数料)

第9条 工作物のうち、一般工作物の確認及び完了検査に係る手数料は、別表第6-1の適用単位につき、同表に掲げる金額とする。

- 2 前項の工作物が別表第6-2の項目に該当する場合、同表の適用単位につき、同表に掲げる金額のうち、該当する項目の金額を合算した金額を加算する。

3 工作物のうち、工作物である自動車車庫の確認、完了検査及び仮使用認定に係る手数料は、第4条、第6条及び第7条の「建築物」を「工作物である自動車車庫」と、「床面積」を「建築面積」と読み替えて適用し、各別表の手数料の区分は、次の各号に定めるところによる。

- 一 別表第1-1及び別表第4-1の手数料については、区分4を適用する。
二 別表第3-1の手数料については、住宅等以外の建築物を適用する。

(遠隔地手数料)

第10条 検査等の申請地が別表第9の区域にある場合、検査等1回（再検査及びあらかじめの検討の別途検査を含む。）につき、遠隔地手数料として同表に掲げる出張費及び交通費等を加算する。ただし、同表中の基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

- 2 業務上の必要、災害その他やむを得ない事情により、通常の方法若しくは経路により出張できない場合又は申請者側の事情により出張者の人数の増加が必要となる等、勘案すべき事情がある場合、出張費を別に定めることができる。
- 3 業務上の必要、災害その他やむを得ない事情がある場合、実際の方法又は経路により交通費を算定することができる。
- 4 検査等の日程及び時間等を勘案し、宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。
- 5 第2項から前項以外で、センターが業務を効率的に実施できると認める場合又は申請者側の事情等による業務の負荷の度合いを勘案し、センターが変更を要すると認める場合、遠隔地手数料の減額又は加算をすることができる。

(届出手数料)

第11条 軽微変更報告書又は申請書記載事項変更届等に係る手数料は、別表第7の適用単位につき、同表に掲げる金額とする。

(手数料の減額及び加算)

第12条 センターは、申請が次の各号に該当する場合、第4条から前条までに定める手数料において、減額した手数料を別に定めることができる。

- 一 直近の年間申請件数が、センターが定める件数以上（見込みを含む）である場合
 - 二 前号に該当する場合、センターが地域の実情に応じ、追加の減額が必要と認める場合
 - 三 センターが行う他の業務と同時に申請がある場合
 - 四 センターが業務を効率的に実施できると認める場合
- 2 センターが業務上必要と認める場合、センターは事前に周知を行ったうえで、地域及び期間を定めて、前項とは別に、手数料を減額することができる。
- 3 センターがその業務の負荷の度合いを勘案して必要と認める場合、第4条から前条までに定める手数料以外に、別表第8の手数料を追加し、加算することができる。

(消費税)

第13条 消費税法第6条及び同法別表第2第5号に基づき、消費税は手数料に課税しない。

(端数調整)

第14条 前条までの規定を適用した金額については、100円未満の数を切り捨てる。

(本規程に定めのない事項等の取扱い)

第15条 本規程に定めのない事項、その他状況により必要がある場合、手数料及びその算定方法を協議により別に定めることができる。

(附則)

この規程は、令和7年6月1日より施行する。

確認検査手数料別表

別表第0 適用単位、適用床面積及び適用建築面積

別表第0-1 建築物及び工作物である自動車車庫の手数料算定の適用単位等

対象区分		適用単位	適用床面積及び適用建築面積
確 認	(1) 建築物の同一棟増築以外の基本手数料	申請1件	確認申請書(建築物)等第3面【11.延べ面積】イ.欄(申請部分)の床面積
	(2) 建築物の同一棟増築の基本手数料	申請1件	(1)の床面積に同一棟増築を行う確認申請書(建築物)等第4面【12.床面積】ロ.欄(申請以外の部分)の合計を加えた床面積
	(3) 工作物である自動車車庫の基本手数料	申請1件	確認申請書(工作物)等第2面【6.工作物の概要】【二.建築面積】(申請部分)の建築面積
計画変更	(4) 直前の確認がセンターの建築物の基本手数料	申請1件	次のいずれかとする ① 申請面積が増加し、かつ、増加する部分のすべてが別棟である場合、(1)又は(2)の区分により、増加部分の(1)又は(2)の床面積 ② 申請面積が増加する場合で、①以外の場合、(1)又は(2)の区分により、増加後の(1)又は(2)の床面積の合計の1/2 ③ 申請面積に変更がなく、変更部分の床面積が発生する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2 ④ 申請面積に変更がなく、③以外の場合、別表第1-1(1)の床面積 ⑤ ①から④にかかわらず、別表第0-3の区分において、構造計算等を要しない区分番号から、構造計算等を要する区分番号となった場合、(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
	(5) 直前の確認が他機関等の建築物の基本手数料	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
確認及び計画変更の加算手数料	(6) 直前の確認がセンターの工作物である自動車車庫の基本手数料	申請1件	次のいずれかとする ① 申請面積が増加し、かつ、増加する部分のすべてが別棟である場合、増加部分の建築面積 ② 申請面積が増加する場合で、①以外の場合、増加後の建築面積の合計の1/2 ③ 申請面積に変更がなく、変更部分の変更部分の建築面積が発生する場合、当該計画の変更に係る部分の建築面積の1/2 ④ 申請面積に変更がなく、③以外の場合、別表第1-1(1)の建築面積
	(7) 直前の確認が他機関等の工作物である自動車車庫の基本手数料	申請1件	(3)の床面積
中 檢 間 査	(8) 特定天井、ルート2審査、保有水平耐力計算等、限界耐力計算等、併用構造又は多節点等	対象となる建築物又は建築物の部分ごと	該当する建築物又は建築物の部分ごとの床面積の合計
	(9) 土砂災害特別警戒区域等の審査	対象となる建築物ごと	適用単位ごとに該当する建築物の床面積の合計
	(10) 一般的なプログラム以外の構造審査を要する場合	対象となる建築物又は建築物の部分ごと	該当する建築物又は建築物の部分ごとの床面積の合計
	(11) 耐火性能検証法	対象となる建築物ごと	当該設計方法に係る部分の床面積の合計
	(12) 防火区画検証法	対象となる建築物ごと	当該設計方法に係る部分の床面積の合計
	(13) 区画・階避難安全検証法	対象となる建築物ごと	当該設計方法に係る部分の床面積の合計
	(14) 全館避難安全検証法	対象となる建築物ごと	当該設計方法に係る部分の床面積の合計
	(15) 特定避難時間等建築物の審査	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
	(16) 1時間準耐火共同住宅等の審査	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
	(17) 開口率等の審査	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
	(18) 天空率の審査	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
	(19) バリアフリー法の審査	申請1件	(1)又は(2)の区分により、(1)又は(2)の床面積
	(19a) 消防設備の審査	対象となる建築物ごと	当該設備に係る部分の床面積の合計
	(19b) 県エネ基準による審査	対象となる建築物ごと	(1)の床面積(同一棟増築であっても(1)とする)
	(20) 基本手数料	別表第0-2による	別表第0-2による
	(21) 再検査の加算手数料	検査1回	別表第0-2による

対象区分		適用単位	適用床面積及び適用建築面積
仮 使 用 認 定	(22) 基本手数料	申請1件	安全計画書 II.3.申請面積
	(23) 再検査の加算手数料	検査1回	安全計画書 II.3.申請面積
	(24) あらかじめの検討の別途検査の加算手数料	検査1回	安全計画書 II.3.申請面積
	(24a) 建築物省エネ法への適合の検査等を要する場合の加算手数料	対象となる建築物ごと	該当する建築物又は建築物の部分ごとの床面積の合計
完了 検 査	(25) 同一棟増築以外の基本手数料	申請1件	完了検査申請書第3面【8.検査対象床面積】 ただし、仮使用認定を当社で受けた場合、検査対象床面積から確認申請図書のとおりに施工された仮使用部分を除いた床面積とする。
	(26) 同一棟増築の基本手数料	申請1件	(25)の床面積に同一棟増築を行う確認申請書(建築物)等第4面【12.床面積】欄(申請以外の部分)の合計を加えた床面積 ただし、仮使用認定を当社で受けた場合、検査対象床面積から確認申請図書のとおりに施工された仮使用部分を除いた床面積とする。
完了 検 査 の 加 算 手 数 料	(27) 再検査	申請1件	(25)又は(26)の区分により、(25)又は(26)の床面積
	(28) 追加説明書	説明書1件	次のいづれかとする ①変更の内容が軽微な変更に該当しない場合、(4)から(7)の区分により、(4)から(7)の床面積 ②①以外の場合、別表第1-1(1)の床面積
	(29) 建築物省エネ法への適合の検査等を要する場合の加算手数料	対象となる建築物ごと	次のいづれかとする ①仮使用認定がない場合又は仮使用認定において省エネ適合性判定を含まない場合 該当する建築物又は建築物の部分ごとの床面積の合計。 ②仮使用認定で省エネ適合性判定を含む場合 ①による床面積から仮使用認定における建築物省エネ法への適合の検査等を要する対象床面積を除いた床面積
	(30) 消防設備の検査	対象となる建築物ごと	当該設備に係る部分の床面積の合計

別表第0-2 建築物の中間検査の適用単位と適用床面積

適用単位	申請1件 ただし、申請は、法第7条の3第1項第1号においては、建築物の各棟の工区ごとに、一工区を一の申請として行う。同2号においては、建築物ごとの全工区を工区ごとに、一工区を一の申請として行う。
適用床面積	一の特定工程における工区 次の式で示される床面積
	(1) 一工区 $A_m = A_1 + A_2$
	(2) 複数工区の最初の工区 $A_m = A_1 + A_3$
	(3) 複数工区の(2)以外 $A_m = A_4$
	Am : 中間検査適用床面積 A1 : 対象となる特定工程の部分に含まれない部分で、対象となる特定工程部分が建築される以前に建築されている部分の床面積の合計 A2 : 対象となる特定工程の部分の床面積 A3 : 対象となる特定工程の工区の時点において、対象となる特定工程の部分で、建築が終了している部分の床面積 A4 : 対象となる特定工程の工区の時点において、対象となる特定工程の部分で、新たに建築された部分の床面積

注1 特定行政庁において、別に定めがある場合を除く。

別表第0-3 建築物の区分

区分番号	建築物の内容
区分1	次のいずれかに該当する建築物 (1)法第6条の4第1項第3号に該当する建築物(住宅等)で、構造計算等を要しない建築物 (2)法第68条の11第1項の型式部材等製造者の認証を受けた建築物
区分2	(1)法第6条の4第1項第3号に該当する建築物(住宅等以外)で、構造計算等を要しない建築物 (2)法第68条の10の型式適合認定を受けている建築物で、同一の構法において法第68条の11第1項の認証を受けていないもの
区分3	住宅等で、区分1、区分2以外の建築物
区分4	住宅等以外でかつ、区分1、区分2以外の建築物

注1 一の申請において、複数の区分番号に該当する場合、申請部分の床面積が最大の区分番号を適用する。

注2 住宅等とは、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅の用途(以下「住宅等の用途」という。)に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上、かつ、住宅等の用途以外の用途に供する部分の床面積が200m²以下であるものをいう。

注3 構造計算等とは以下のものとする

- 1) 構造計算(令第3章第8節の規定にかかる図書)
- 2) 仕様規定(令第3章第1節から第7節の規定に係る図書)
- 3) 構造方法に関する補足(令第80条の2の規定に係る図書)
- 4) 既存不適格等の建築物に対する増改築等(令第137条の2又は令第137条の12第1項の規定に係る図書)

別表第0-4 申請の減額手数料

項目	適用単位	減額金額
(1) 確認の申請に係るFD申請	申請1件	2,000円
(2) 建築物と建築設備の確認(計画変更を除く)の申請に係る併願申請	申請1件	2,000円
(3) 建築物と工作物の確認(計画変更を除く)の申請に係る併願申請	申請1件	2,000円

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して減額する。

別表第0-5 申請の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 紙面申請の場合(別表第1から別表第6まで)	申請1件	2,000円

注1 過去、センターに申請実績のある建築主、代理人、設計者、工事監理者からの申請については2025年年10月1日より適用する。

別表第1 建築物の確認(消費税非課税)

別表第1-1 建築物及び工作物である自動車庫の確認(計画変更を含む)の基本手数料

区分4 ただし、「区分4」欄において、 工作物で ある自動車庫 の料金を算定する場合 は建築面積	別表第0-1で算定する床面積	別表第0-3による建築物の区分による基本手数料			
		区分1	区分2	区分3	区分4
(1)	100m ² 以内	46,000円	57,000円	93,000円	93,000円
(2)	100m ² を超え 200m ² 以内	58,000円	76,000円	100,000円	100,000円
(3)	200m ² を超え 500m ² 以内	83,000円	96,000円	133,000円	133,000円
(4)	500m ² を超え 1,000m ² 以内	135,000円	140,000円	149,000円	165,000円
(5)	1,000m ² を超え 2,000m ² 以内	183,000円	200,000円	222,000円	252,000円
(6)	2,000m ² を超え 3,000m ² 以内	201,000円	248,000円	289,000円	310,000円
(7)	3,000m ² を超え 4,000m ² 以内	241,000円	292,000円	348,000円	388,000円
(8)	4,000m ² を超え 5,000m ² 以内	283,000円	353,000円	405,000円	453,000円
(9)	5,000m ² を超え 6,000m ² 以内	—	—	456,000円	498,000円
(10)	6,000m ² を超え 8,000m ² 以内	—	—	495,000円	553,000円
(11)	8,000m ² を超え 10,000m ² 以内	—	—	522,000円	585,000円

注1 上表中の「—」及び上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

別表第1-2 建築物及び工作物である自動車庫の確認(計画変更を含む)の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告又は電子申請の消防同意における紙面出力を行う場合	別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 消防同意を要する場合	同意1回	5,000円
(3) 構造計算適合性判定を要する場合	対象となる棟ごと	17,000円
(4) 構造別棟等の数が2以上となる場合	申請1件	別表第1-4による
(5) 特定天井又はルート2の審査を行う場合	別表第0-1による	別表第1-5による
(6) 限界耐力計算等、保有水平耐力計算等、併用構造又は多節点等の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-6による
(7) 土砂災害特別警戒区域等の審査	別表第0-1による	別表第1-1で算定した基本手数料×0.2 又は23,000円の高い方
(8) 一般的なプログラム以外の構造審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-7による
(9) 検証法の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-8による
(10) 天空率の審査を要する場合	別表第1-9による	別表第1-9による
(11) 日影の審査を要する場合	申請1件	8,000円
(12) 特定避難時間等建築物の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-1で算定した基本手数料×1.2
(13) 1時間準耐火共同住宅等の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-1で算定した基本手数料×0.5
(14) 開口率計算等の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-1で算定した基本手数料×0.7
(15) 既存不適格等の判定の審査を要する場合	申請1件	150,000円
(16) バリアフリー法の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-1で算定した基本手数料×0.2
(17) 消防設備の審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-10による
(18) 省エネ仕様基準による審査を要する場合	別表第0-1による	別表第1-11による

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第1-3 行政等への報告又は電子申請の消防同意における紙面出力に関する加算手数料

報告1件又は1部あたりの枚数 (白黒印刷・A3まで)	行政等への報 告	電子申請に係る消防同意等	
適用単位	報告1件	2部以下	3部
(1) 1枚以上 50枚以内	2,000円	2,000円	3,000円
(2) 51枚以上 100枚以内	2,500円	2,500円	3,500円
(3) 101枚以上 200枚以内	3,000円	3,000円	4,000円
(4) 201枚以上 500枚以内	4,500円	4,500円	6,000円
(5) 501枚以上 1,000枚以内	8,000円	8,000円	10,000円

注1 上表に定めのない枚数、部数、色又は用紙については、別途見積りとする。

別表第1-4 構造別棟等の数が2以上となる場合の審査に関する加算手数料

構造別棟等の数=nとした場合に 加算金額欄に示される算定式	適用単位	加算金額
	申請1件	別表第1-1で算定した基本手数料×(n-1) × 0.2

別表第1-5 特定天井又はルート2の審査に関する加算手数料

別表第0-1で算定する床面積		特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合	ルート2の審査を要する場合
(1)	200m ² 以内			110,000円
(2)	200m ² を超える	500m ² 以内	110,000円	210,000円
(3)	500m ² を超える	1,000m ² 以内	150,000円	290,000円
(4)	1,000m ² を超える	2,000m ² 以内	190,000円	370,000円
(5)	2,000m ² を超える	5,000m ² 以内	210,000円	410,000円
(6)	5,000m ² を超える	10,000m ² 以内	230,000円	450,000円
				240,000円

注1 上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

別表第1-6 特定の構造の審査に関する加算手数料

項目(適用単位は、別表第0-1による)	加算金額
(1) 限界耐力計算等	別表第1-1で算定した基本手数料×0.3
(2) 保有水平耐力計算等	別表第1-1で算定した基本手数料×0.2
(3) 併用構造	別表第1-1で算定した基本手数料×0.3
(4) 多節点等	別表第1-1で算定した基本手数料×0.6

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第1-7 一般的なプログラム以外の構造の審査に関する加算手数料

項目(適用単位は、別表第0-1による)	加算金額
(1) 建築物の構造計算の手法1	別表第1-1で算定した基本手数料×0.2
(2) 建築物の構造計算の手法2	別表第1-1で算定した基本手数料×1.2

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第1-8 各検証法の審査に関する加算手数料

別表第0-1で算定する床面積	耐火性能検証法	防火区画検証法	区画・階避難安全検証法(ルートB1)	階数が1の全館避難安全検証法(ルートB1)	階数が2以上の全館避難安全検証法(ルートB1)
(1) 1,000m ² 以内	33,000円	33,000円	33,000円	33,000円	50,000円
(2) 1,000m ² を超える 2,000m ² 以内	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	75,000円
(3) 2,000m ² を超える 10,000m ² 以内	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	113,000円

注1 上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

注2 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

注3 各避難安全検証法の検証方法がルートB2の場合は別途見積りとする。(令和2年国土交通省告示第249号第二号ニ、及び令和5年国土交通省告示第208号第四号にて準用する場合も含む。)

別表第1-9 天空率の審査に関する加算手数料

適用単位	加算金額	
	別表第1-1で算定した基本手数料×0.1 又は 8,000円+1,000円×(n-1)の算定結果で大きい方の金額	
申請1件	例) 道路高さ制限(区域数3)、北側高さ制限(区域数2)の場合 道路高さ制限8,000円+1,000円×(3-1)=10,000円 北側高さ制限8,000円+1,000円×(2-1)=9,000円 合計=19,000円	

別表第1-10 消防設備の審査に関する加算手数料

別表第0-1で算定する床面積	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	特定小規模施設用自動火災報知設備
(1) 200m ² 以内	見積	8,000円	8,000円
(2) 200m ² を超える 500m ² 以内	見積	8,000円	8,000円
(3) 500m ² を超える 1,000m ² 以内	見積	8,000円	8,000円

注1 上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

注2 任意設置されたもののうち、消防署等にて審査されずセンターのみで審査を行う場合に適用する。

別表第1-11 建築物省エネ法の仕様基準による審査に関する加算手数料(住宅、共同住宅、長屋に限る)

別表第0-1で算定する床面積	適用単位	加算金額
(1) 一戸建ての住宅 200m ² 以下		8,000円
(2) 200m ² を超える 1,000m ² 以下		9,000円
(3) 共同住宅 300m ² 以下	別表第0-1による	18,000円
(4) 300m ² を超える 2,000m ² 以下		30,000円
(5) 長屋 2,000m ² を超える 5,000m ² 以下		49,000円
(6) 5,000m ² を超える 10,000m ² 以下		67,000円

注1 上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

別表第2 建築物の中間検査(消費税非課税)

別表第2-1 建築物の中間検査の基本手数料

別表第0-1及び別表第0-2で算定する 床面積	別表第0-3による建築物の区分による基本手数料			
	区分1	区分2	区分3	区分4
(1) 100m ² 以内	48,000円	53,000円	53,000円	53,000円
(2) 100m ² を超え 200m ² 以内	55,000円	61,000円	68,000円	72,000円
(3) 200m ² を超え 500m ² 以内	73,000円	90,000円	91,000円	93,000円
(4) 500m ² を超え 1,000m ² 以内	92,000円	92,000円	115,000円	115,000円
(5) 1,000m ² を超え 2,000m ² 以内	126,000円	126,000円	175,000円	175,000円
(6) 2,000m ² を超え 3,000m ² 以内	181,000円	181,000円	226,000円	226,000円
(7) 3,000m ² を超え 4,000m ² 以内	214,000円	214,000円	267,000円	267,000円
(8) 4,000m ² を超え 5,000m ² 以内	246,000円	246,000円	306,000円	306,000円
(9) 5,000m ² を超え 6,000m ² 以内	—	—	346,000円	346,000円
(10) 6,000m ² を超え 8,000m ² 以内	—	—	385,000円	385,000円
(11) 8,000m ² を超え 10,000m ² 以内	—	—	416,000円	416,000円

注1 上表中の「—」及び上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

別表第2-2 建築物の中間検査の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告における紙面出力を要する場合	別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 直近の確認が他機関等である場合	申請1件	別表第1-1で算定した基本手数料
(3) (2)の場合を除き、直前の検査が他機関等である場合	申請1件	別表第2-1で算定した基本手数料×0.5
(4) 軽微な変更説明書の提出をする場合	説明書1件	5,000円
(5) 再検査を行う場合	別表第0-1及び別表第0-2による	別表第2-1で算定した基本手数料
(6) 法改正による添付図書等の追加がある場合	追加提出された回数ごと	別表第1-1における区分変更による差額金額

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第3 建築物の仮使用認定(消費税非課税)

別表第3-1 建築物及び工作物である自動車車庫の仮使用認定の基本手数料

別表第0-1で算定する床面積 ただし、「住宅等以外の建築物」欄において、工作物である自動車車庫の料金を算定する場合は建築面積	住宅等	別表第0-1で算定する床面積	
		100m ² 以内	200m ² 以内
(1) 100m ² 以内	63,000円	66,000円	
(2) 100m ² を超え 200m ² 以内	84,000円	94,000円	
(3) 200m ² を超え 500m ² 以内	102,000円	123,000円	
(4) 500m ² を超え 1,000m ² 以内	162,000円	178,000円	
(5) 1,000m ² を超え 2,000m ² 以内	209,000円	221,000円	
(6) 2,000m ² を超え 3,000m ² 以内	298,000円	303,000円	
(7) 3,000m ² を超え 4,000m ² 以内	323,000円	346,000円	
(8) 4,000m ² を超え 5,000m ² 以内	345,000円	370,000円	
(9) 5,000m ² を超え 6,000m ² 以内	392,000円	423,000円	
(10) 6,000m ² を超え 8,000m ² 以内	442,000円	464,000円	
(11) 8,000m ² を超え 10,000m ² 以内	483,000円	507,000円	

注1 上表中の「—」及び上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

注2 住宅等とは、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅の用途(以下「住宅等の用途」という。)に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上、かつ、住宅等の用途以外の用途に供する部分の床面積が200m²以下であるものをいう。

別表第3-2 建築物及び工作物である自動車車庫の仮使用認定の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告における紙面出力を要する場合	別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 直近の確認が他機関等である場合	申請1件	別表第1-1で算定した基本手数料
(3) (2)の場合を除き、直前の検査が他機関等である場合	申請1件	別表第3-1で算定した基本手数料×0.5
(4) 軽微な変更説明書の提出をする場合	説明書1件	5,000円
(5) 再検査又はあらかじめの検討の別途検査を行う場合	別表第0-1による	別表第3-1で算定した基本手数料
(6) 建築物省エネ法への適合の検査を要する場合	別表第0-1による	別表第4-3-1、別表第4-3-2、別表第4-3-3で算定した加算手数料
(7) 省エネ軽微変更ルートA又はルートBに係る省エネ軽微変更説明書を提出する場合	別表第0-1による	別表第4-3-1で算定した加算手数料
(8) 法改正による添付図書等の追加がある場合	追加提出された回数ごと	別表第1-1における区分変更による差額金額、別表第1-11における加算金額の合計

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

注2 (8)について、中間検査にて加算した項目は重複して加算しない。

別表第3-3 計画の変更により仮使用認定を再申請する場合の手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 期間の延長を行う場合	申請1件	20,000円
(2) 屋外経路の変更のみの場合	申請1件	別表第3-1 (1)面積欄の手数料

別表第4 建築物の完了検査(消費税非課税)**別表第4-1 建築物及び工作物である自動車車庫の完了検査の基本手数料**

別表第0-1で算定する床面積 ただし、「区分4」欄において、工作物である自動車車庫の料金を算定する場合は建築面積	別表第0-3による建築物の区分による基本手数料			
	区分1	区分2	区分3	区分4
(1) 100m ² 以内	53,000円	59,000円	60,000円	62,000円
(2) 100m ² を超え 200m ² 以内	59,000円	70,000円	72,000円	78,000円
(3) 200m ² を超え 500m ² 以内	87,000円	96,000円	97,000円	104,000円
(4) 500m ² を超え 1,000m ² 以内	102,000円	112,000円	135,000円	148,000円
(5) 1,000m ² を超え 2,000m ² 以内	142,000円	151,000円	174,000円	184,000円
(6) 2,000m ² を超え 3,000m ² 以内	181,000円	221,000円	248,000円	252,000円
(7) 3,000m ² を超え 4,000m ² 以内	214,000円	248,000円	269,000円	288,000円
(8) 4,000m ² を超え 5,000m ² 以内	246,000円	258,000円	287,000円	308,000円
(9) 5,000m ² を超え 6,000m ² 以内	—	—	326,000円	352,000円
(10) 6,000m ² を超え 8,000m ² 以内	—	—	368,000円	386,000円
(11) 8,000m ² を超え 10,000m ² 以内	—	—	402,000円	422,000円

注1 上表中の「—」及び上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

別表第4-2 建築物及び工作物である自動車車庫の完了検査の加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告における紙面出力を要する場合	別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 直近の確認が他機関等である場合	申請1件	別表第1-1で算定した基本手数料
(3) (2)の場合を除き、直前の検査が他機関等である場合	申請1件	別表第4-1で算定した基本手数料×0.5
(4) 軽微な変更説明書の提出をする場合	説明書1件	5,000円 省エネ軽微な変更説明書の提出を除く
(5) 再検査を行う場合	別表第0-1による	別表第4-1で算定した基本手数料
(6) 完了検査の追加説明書を提出する場合	別表第0-1による	変更の内容を計画変更として第4条に基づいて算定した手数料の合計
(7) 建築物省エネ法への適合の検査を要する場合	別表第0-1による	別表第4-3-1、別表第4-3-2、別表第4-3-3による
(8) 消防設備の検査を要する場合	別表第0-1による	別表第4-4による
(9) 法改正による添付図書等の追加がある場合	追加提出された回数ごと	別表第1-1における区分変更による差額金額、別表第1-11における加算金額の合計

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

注2 (9)について、中間検査・仮使用認定にて加算した項目は重複して加算しない。

別表第4-3-1 建築物省エネ法への適合の検査等を要する場合の加算手数料(省エネ適合性判定を受けた場合)

項目	適用単位	加算金額
(1) センターで直前の省エネ適合性判定等を受けた場合(省エネ業務規程別表2(1)(2)を除く)	別表第0-1による	省エネ業務規程別表3-1(消費税別)によって算定した料金×0.2 ※注2、注4参照
(2) 他機関等で直前の省エネ適合性判定等を受けた場合(省エネ業務規程別表2(1)(2)を除く)	別表第0-1による	省エネ業務規程別表3-1(消費税別)によって算定した料金×0.4 ※注2、注4参照
(3) センターで省エネ適合性判定等を受けた場合(省エネ業務規程別表2(1)(2)に限る)	別表第0-1による	省エネ業務規程別表2(1)(2)(消費税別)によって算定した料金×0.2
(4) 他機関等で直前の省エネ適合性判定等を受けた場合(省エネ業務規程別表2(1)(2)に限る)	別表第0-1による	省エネ業務規程別表2(1)(2)(消費税別)によって算定した料金×0.4
(5) 省エネ軽微変更ルートA又はルートBに係る省エネ軽微な変更説明書を提出する場合	別表第0-1による	省エネ業務規程別表3-1(消費税別)によって算定した料金×0.1 ※注2、注4参照

注1 一の敷地内に複数の建築物省エネ法の申請がある場合、各々本別表に従って算定した手数料の合計とする。

注2 省エネ業務規程別表3-1-1においては該当する区分・床面積により算定した料金(消費税別)を基に算定する。

省エネ業務規程別表3-1-2、別表3-1-3、別表3-1-4(1)においては標準計算により算定した料金(消費税別)を基に算定する。

省エネ業務規程別表3-1-4(2)においてはその合計の料金(消費税別)を基に算定する。

注3 省エネ業務規程別表5(3)の加算は適用しない。

注4 省エネ業務規程別表3-1-3(1)基本料金においては(住戸のみ)(消費税別)を基に算定する。

別表第4-3-2 建築物省エネ法への適合の検査等を要する場合の加算手数料

(建築物省エネ法の仕様基準による検査の場合)

項目	適用単位	加算金額
(1) 一戸建ての住宅	200m ² 以下	3,000円
(2)	200m ² を超え 1,000m ² 以下	4,000円
(3) 共同住宅	300m ² 以下	8,000円
(4)	300m ² を超え 2,000m ² 以下	12,000円
(5) 長屋	2,000m ² を超え 5,000m ² 以下	20,000円
(6)	5,000m ² を超え 10,000m ² 以下	27,000円
(7) 省エネ軽微変更説明書を提出する場合	申請1件	2,000円

注1 上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

注2 他機関等で確認済証を受けた場合は、上表の倍の金額とする。

別表第4-3-3 建築物省エネ法への適合の検査等を要する場合の加算手数料

(設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等確認書を利用する場合)

項目	適用単位	加算金額
(1) 一戸建ての住宅	設計住宅性能評価書等をセンターで交付	省エネ業務規程別表3-1-2の標準計算(消費税別)によって算定した料金×0.2+1,000円
(2)	設計住宅性能評価書等を他機関等で交付	省エネ業務規程別表3-1-2の標準計算(消費税別)によって算定した料金×0.4+1,000円
(3) 共同住宅	設計住宅性能評価書等をセンターで交付	省エネ業務規程別表3-1-3の標準計算(消費税別)によって算定した料金×0.2+2,000円 ※注1参照
(4) 長屋	設計住宅性能評価書等を他機関等で交付	省エネ業務規程別表3-1-3の標準計算(消費税別)によって算定した料金×0.4+2,000円 ※注1参照
(5) 省エネ軽微な変更説明書を提出する場合	別表第0-1による	省エネ業務規程別表3-1-2、3-1-3の標準計算(消費税別)によって算定した料金×0.1 ※注1参照

注1 省エネ業務規程別表3-1-3(1)基本料金においては(住戸のみ)(消費税別)を基に算定する。

別表第4-4 消防設備の検査に関する加算手数料

別表第0-1で算定する床面積	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	特定小規模施設用自動火災報知設備
(1) 200m ² 以内	見積	8,000円	8,000円
(2) 200m ² を超え 500m ² 以内	見積	8,000円	8,000円
(3) 500m ² を超え 1,000m ² 以内	見積	8,000円	8,000円

注1 上表に定めのない規模は、別途見積りとする。

注2 任意設置されたもののうち、消防署等にて検査されずセンターのみで検査を行う場合に適用する。

別表第5 建築設備の確認及び検査等(消費税非課税)

別表第5-1 建築設備の確認及び検査等の基本手数料

適用単位		一の建築設備(単独申請、複数申請及び併願申請の別によらない。)				
区分		確認	計画変更		仮使用認定	完了検査
ただし、併願申請において、計画変更時に新たに建築設備を設置する場合、又は単独申請(予定を含む)から併願申請に計画変更する場合、確認の金額を適用する。			直前の確認がセンター	直前の確認が他機関等		
(1) 型式部材等製造者認証を受けたエレベーター等及び小荷物専用昇降機		18,000円	11,000円	18,000円	25,000円	21,000円
(2) (1)以外のエレベーター等		36,000円	23,000円	36,000円	50,000円	43,000円

注1 上表に定めのない建築設備及び検査は、別途見積りとする。

注2 併願申請において建築設備のみの計画変更の場合、別表第1-1の金額は算定せず、別表第5-1のみの金額とする。

別表第5-2 建築設備の確認及び検査等の加算手数料

項目		適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告における紙面出力を要する場合		別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 検査等において、直近の確認が他機関等である場合		一の建築設備	別表第5-1で算定した確認の基本手数料
(3) (2)の場合を除き、検査等において直前の検査が他機関等である場合		一の建築設備	別表第5-1で算定した該当する検査等の基本手数料×0.5
(4) 軽微な変更説明書の提出をする場合		一の建築設備の説明書1件	5,000円
(5) 再検査又は仮使用認定のあらかじめの検討の別途検査を行う場合		一の建築設備の再検査1回	別表第5-1で算定した該当する検査等の基本手数料
(6) 完了検査の追加説明書を提出する場合		一の建築設備の追加説明書1件	別表第5-1で算定した完了検査の基本手数料

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

別表第6 一般工作物の確認及び検査等(消費税非課税)

別表第6-1 一般工作物の確認及び検査等の基本手数料

適用単位		一の工作物 (単独申請、複数申請及び併願申請の別によらない。)			
区分		確認	計画変更		完了検査
(ただし、併願申請において、計画変更時に新たに工作物を設置する場合、確認の金額を適用する)			直前の確認がセンター	直前の確認が他機関等	
自動車車庫以外の工作物(共通)		48,000円	40,000円	48,000円	56,000円

注1 以下は別途見積りとする。

60m超の鉄柱等、20m超の広告塔等、5m超の擁壁

注2 工作物である自動車車庫の基本手数料は別表第1-1、別表第3-1、別表第4-1による。

別表第6-2 一般工作物の確認及び検査等の加算手数料

項目		適用単位	加算金額
(1) 行政等への報告における紙面出力を要する場合		別表第1-3による	別表第1-3による
(2) 検査等において、直近の確認が他機関等である場合		一の工作物	別表第6-1で算定した確認の基本手数料
(3) (2)の場合を除き、検査等において直前の検査が他機関等である場合		一の工作物	別表第6-1で算定した該当する検査等の基本手数料×0.5
(4) 軽微な変更説明書の提出をする場合		一の工作物の説明書1件	5,000円
(5) 再検査を行う場合		一の工作物の再検査1回	別表第6-1で算定した完了検査の基本手数料
(6) 完了検査の追加説明書を提出する場合		一の工作物の追加説明書1件	別表第6-1で算定した計画変更の基本手数料
(7) 別に定める工作物の構造計算の手法を用いる場合		別表第6-3による	別表第6-3による

注1 一の申請で複数の項目に該当する場合、該当する項目全ての金額を合算して加算する。

注2 工作物である自動車車庫の加算手数料は別表第1-2、別表第3-2、別表第4-2による。

別表第6-3 工作物の構造計算の手法に関する加算手数料

項目	適用単位	加算金額
(1) 工作物の構造計算の手法1	一の工作物	別表第6-1で算定した基本手数料×0.2
(2) 工作物の構造計算の手法2	一の工作物	別表第6-1で算定した基本手数料×0.6
(3) 工作物の構造計算の手法3	一の工作物	別表第6-1で算定した基本手数料×2.7

別表第7・8 その他の手数料(消費税非課税)

別表第7 その他手数料

項目	適用単位	金額
(1) 軽微変更報告書	報告書1件	5,000円
(2) 申請書記載事項変更届等	変更届等1件	5,000円
(3) 確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書の紙面発行	発行1件	2,000円

※(3)電子交付について手数料はかかりません。

※(3)電子交付が可能となるシステム変更後、かつ確認検査業務規程の変更認可後、適用する。

別表第8 センターが必要と認める場合に追加することができる加算手数料

加算の対象となる項目	適用単位	加算金額の上限
(1) 確認において、既存不適格等の判定の審査を要する場合に、対象となる建築物、建築設備又は工作物に検査済証が交付されていない場合	対象となる確認の申請1件	センターが別に定める建築基準法適合状況調査業務手数料規程の手数料の相当する額を上限とした金額
(2) 確認、検査等、許可手続きもれ等の申請者の責に帰すべき理由で、通常とは異なる特別な調査、特定行政等と通常以上の協議が必要となる場合(確認又は検査等の引受けを行うものに限る)	申請1件	各別表において該当する基本手数料及び加算手数料の合計を上限とした金額
(3) 確認において、あらかじめの検討を行う場合	対象となる確認の申請1件	各別表において該当する基本手数料及び加算手数料の合計を上限とした金額
(4) 確認において、センターが確認の引受けを行う以前に、対象となる確認に係る事前相談等に応じた場合(確認の引受けを行うものに限る)	対象となる確認の申請1件	問合せ数、差替え回数を加味し、各表において該当する基本手数料及び加算手数料を乗じた合計を上限とした金額
(5) 確認において、申請者の要望により、支店及び事務所が業務規程第14条第2項に定める業務区域以外の業務区域の確認(計画変更を含む)を行う場合	申請1件	対象となる基本手数料の0.5倍を上限とした金額
(6) 検査等において、申請者の要望により、センターの検査等を担当する支店等以外が検査等(再検査及びあらかじめの検討の別途検査を含む)を行う場合	検査1回	交通費等に、70,000円を加えた合計を上限とした金額
(7) 確認において、建築設備又は工作物の既存不適格等の判定の審査を要する場合	対象となる一の建築設備又は一の工作物	別表第1-2(15)の加算金額を上限とした金額
(8) 確認において、既存建築物にエレベーター又は廣告塔を設置する場合、その他建築設備又は工作物の確認において、対象となる建築設備又は工作物を設置する建築物の審査を要する場合	対象となる建築設備又は工作物を設置する建築物の棟	対象となる建築物の基本手数料及び加算手数料の合計を上限とした金額
(9) 中間検査又は完了検査において、軽微な変更の内容が一の変更に該当する場合	軽微な変更説明書1件又は軽微変更報告書1件	軽微な変更説明書又は軽微変更報告書を提出する場合の加算手数料との合計が、一の変更を計画変更として提出した場合に該当する基本手数料を超えない金額を上限とした金額
(10) 申請者の要望により、休日等に現場において検査等(再検査及びあらかじめの検討の別途検査を含む)を行う場合	検査等1回	当該検査等の基本手数料の金額を超えない金額を上限とした金額
(11) センターが確認の引受けを行う建築物以外に設置される建築設備又はセンターが確認の引受けを行う建築物の同一敷地以外に築造される工作物の検査等の場合	検査1回	当該検査等の基本手数料の金額を超えない金額を上限とした金額

別表第9 遠隔地手数料

基準日:2025年4月1日

対象支店		名古屋支店(各事務所含む)から				
区分	加算金額	愛知県		岐阜県		三重県
区分0	0円	名古屋市	瀬戸市	多治見市	土岐市	桑名市
		半田市	春日井市	岐阜市	大垣市	木曽岬町
		津島市	刈谷市	関市(板取、上之保以外)		朝日町
		安城市	常滑市	美濃市	羽島市	川越町
		小牧市	稻沢市	美濃加茂市	各務原市	東員町
		東海市	大府市	山県市	瑞穂市	津市(美杉町以外)
		知多市	知立市	本巣市(根尾以外)		松阪市(飯南町、飯高町以外)
		尾張旭市	高浜市	海津市		四日市市
		岩倉市	豊明市	岐南町	笠松町	龜山市
		日進市	愛西市	養老町	垂井町	鈴鹿市
		清須市	北名古屋市	関ヶ原町	神戸町	菰野町
		弥富市	みよし市	輪之内町	安八町	明和町
		あま市	長久手市	揖斐川町の都市計画区域内		多気町
		東郷町	豊山町	大野町	池田町	玉城町
		大治町	蟹江町	北方町	坂祝町	
		阿久比町	東浦町	富加町		
		飛島村	岡崎市			
		豊橋市	蒲郡市			
		豊川市	田原市			
		新城市				
		幸田町				
		一宮市				
		江南市				
		大口町	扶桑町			
区分1	10,000円 及び 交通費等	碧南市	豊田市	瑞浪市		いなべ市
		西尾市	南知多町	閑市板取、上之保	恵那市	津市美杉町
区分2	15,000円 及び 交通費等	碧南市	武豊町	可児市	御嵩町	伊勢市
				川辺町		松阪市飯南町、飯高町
区分3	23,000円 及び 交通費等	豊田市		郡上市	下呂市金山	志摩市
		西尾市		八百津町	七宗町	名張市
区分4	30,000円 及び 交通費等	碧南市		高山市(上宝町・奥飛騨温泉郷・丹生川町 以外)		鳥羽市
				本巣市根尾		大台町
区分5	40,000円 及び 交通費等	豊根村		揖斐川町の都市計画区域外		度会町
				白川町	東白川村	大紀町
区分6	50,000円 及び 交通費等			白川村		南伊勢町

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

注3 区分7以外の区分又は表中「*」が付された区域以外の離島の場合、該当する表中の区分番号に1を加えた区分番号の料金を適用する。

基準日:2025年4月1日

対象支店		名古屋支店から		名古屋支店・京都支店から	
区分	加算金額	富山県	石川県	福井県	
区分0	0円				
区分1	10,000円 及び 交通費等				
区分2	15,000円 及び 交通費等			小浜市 敦賀市 高浜町	若狭町 美浜町 おおい町
区分3	23,000円 及び 交通費等			鯖江市 南越前町	越前市
区分4	30,000円 及び 交通費等			大野市 永平寺町	勝山市 池田町
区分5	40,000円 及び 交通費等			福井市 坂井市	あわら市 越前町
区分6	50,000円 及び 交通費等	富山市 魚津市 滑川市 砺波市 南砺市 上市町 入善町 舟橋村	高岡市 氷見市 黒部市 小矢部市 射水市 立山町 朝日町	金沢市 小松市 珠洲市 羽咋市 白山市 野々市市 川北町 内灘町 宝達志水町 穴水町	七尾市 輪島市 加賀市 かほく市 能美市 津幡町 志賀町 中能登町 能登町
区分7	70,000円 及び 交通費等				

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		大阪支店から				
区分	加算金額	大阪府		奈良県		和歌山県
区分0	0円	大阪市 岸和田市 池田市 泉大津市 守口市 八尾市 富田林市 松原市 和泉市 柏原市 門真市 高石市 東大阪市 四條畷市 大阪狭山市 豊能町 熊取町 太子町 貝塚市 河内長野市 島本町 岬町	堺市 豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 泉佐野市 寝屋川市 大東市 箕面市 羽曳野市 摂津市 藤井寺市 泉南市 交野市 忠岡町 田尻町 河南町 茨木市 阪南市 能勢町 千早赤阪村	大和高田市 御所市 香芝市 平群町 斑鳩町 川西町 上牧町 広陵町 奈良市 橿原市 五條市(西吉野町、大塔町以外) 田原本町 大淀町	大和郡山市 生駒市 葛城市 三郷町 安堵町 三宅町 王寺町 河合町 天理市 桜井市 明日香村	和歌山市 有田市 橋本市 海南市 岩出市
区分1	10,000円 及び 交通費等					
区分2	15,000円 及び 交通費等		五條市西吉野町 吉野町 山添村 御杖村 東吉野村	宇陀市 下市町 曾爾村 黒滝村	紀の川市 かつらぎ町 紀美野町 九度山町 湯浅町 美浜町 由良町	御坊市 広川町 高野町 有田川町 日高町 日高川町
区分3	23,000円 及び 交通費等		五條市大塔町 天川村 上北山村	野迫川村 川上村	田辺市 みなべ町	印南町
区分4	30,000円 及び 交通費等				上富田町	
区分5	40,000円 及び 交通費等		十津川村	下北山村		
区分6	50,000円 及び 交通費等				新宮市 白浜町 太地町 串本町	すさみ町 那智勝浦町 古座川町 北山村
区分7	70,000円 及び 交通費等					

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

注3 区分7以外の区分又は表中「*」が付された区域以外の離島の場合、該当する表中の区分番号に1をえた区分番号の料金を適用する。

基準日:2025年4月1日

対象支店		京都支店から				神戸支店から	
区分	加算金額	京都府		滋賀県		兵庫県	
区分0	0円	宇治市 向日市 八幡市 木津川市 大山崎町 宇治田原町 京都市 南丹市 笠置町 京丹波町 綾部市 福知山市(夜久野町、大江町以外)	城陽市 長岡京市 京田辺市 久御山町 精華町 龜岡市 井手町 和束町 南山城村	草津市 大津市 守山市 湖南市 日野町 彦根市 高島市 愛荘町 甲良町 米原市 長浜市(湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町以外)	栗東市 近江八幡市 野洲市 竜王町 甲賀市 東近江市 豊郷町 多賀町	神戸市 芦屋市 加古川市 三木市 川西市 三田市 たつの市 姫路市(家島町以外) 稻美町 播磨町	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 高砂市 小野市 加西市 加東市 猪名川町 太子町
区分1	10,000円 及び 交通費等	福知山市夜久野町、大江町 舞鶴市		長浜市湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町		相生市 丹波篠山市 南あわじ市(沼島以外) 淡路市 上郡町	洲本市 西脇市 赤穂市
区分2	15,000円 及び 交通費等					丹波市 多可町 福崎町 市川町	朝来市 神河町 佐用町
区分3	23,000円 及び 交通費等					宍粟市	
区分4	30,000円 及び 交通費等	京丹後市 伊根町	宮津市 与謝野町			豊岡市 香美町	養父市 新温泉町
区分5	40,000円 及び 交通費等					姫路市家島町	南あわじ市沼島

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

注3 区分7以外の区分又は表中「*」が付された区域以外の離島の場合、該当する表中の区分番号に1を加えた区分番号の料金を適用する。

対象支店		岡山支店から	
区分	加算金額	岡山県	鳥取県
区分0	0円	玉野市 瀬戸内市 岡山市 笠岡市 赤磐市 和気町 矢掛町 美咲町 美作市 井原市 津山市(加茂町、阿波以外) 真庭市(蒜山以外) 新見市(千屋、神郷、哲西以外) 鏡野町(上斎原、下斎原以外) 勝央町	備前市 早島町 倉敷市 総社市 浅口市 里庄町 久米南町 吉備中央町 高梁市
区分1	10,000円 及び 交通費等		
区分2	15,000円 及び 交通費等		
区分3	23,000円 及び 交通費等	津山市加茂町、阿波 真庭市蒜山 新見市千屋、神郷、哲西 鏡野町上斎原、下斎原 奈義町	鳥取市用瀬町、佐治町、河原町 米子市 三朝町 北栄町 南部町 日野町 日吉津村
区分4	30,000円 及び 交通費等		境港市 智頭町 日南町
区分5	40,000円 及び 交通費等	西粟倉村	鳥取市(用瀬町、佐治町、河原町以外) 岩美町 八頭町
区分6	50,000円 及び 交通費等		

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		岡山支店から			
区分	加算金額	香川県		徳島県	
区分0	0円	丸亀市 善通寺市 琴平町 高松市 三豊市 三木町	坂出市 宇多津町 多度津町 さぬき市 綾川町		
区分1	10,000円 及び 交通費等				
区分2	15,000円 及び 交通費等				
区分3	23,000円 及び 交通費等	観音寺市 直島町*	東かがわ市 まんのう町	鳴門市 美馬市美馬町、脇町 三好市(西祖谷山村、東祖谷、山城町以外) 石井町 北島町 板野町 つるぎ町貞光、半田	阿波市 松茂町 藍住町 上板町
区分4	30,000円 及び 交通費等			小松島市 東みよし町	美馬市穴吹町
区分5	40,000円 及び 交通費等	土庄町*	小豆島町*	徳島市 吉野川市 三好市西祖谷山村、東祖谷、山城町 つるぎ町一宇	阿南市 佐那河内村
区分6	50,000円 及び 交通費等			美馬市木屋平 勝浦町 神山町 牟岐町 海陽町	上勝町 那賀町 美波町
区分7	70,000円 及び 交通費等				

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		松山事務所から			
区分	加算金額	愛媛県		高知県	
区分0	0円	松前町 松山市 伊予市 今治市 西条市 久万高原町	東温市 砥部町 大洲市 内子町		
区分1	10,000円 及び 交通費等				
区分2	15,000円 及び 交通費等				
区分3	23,000円 及び 交通費等	新居浜市 西予市	八幡浜市 伊方町	南国市 本山町	香美市土佐山田町 大川村
区分4	30,000円 及び 交通費等	四国中央市 宇和島市(津島町以外) 鬼北町	松野町	高知市 香南市 土佐市 佐川町 津野町 日高村	須崎市 香美市香北町 梼原町 越知町 芸西村
区分5	40,000円 及び 交通費等	宇和島市津島町 上島町*	愛南町	宿毛市 黒潮町 土佐町 仁淀川町 四万十町 三原村	四万十市 大豊町 いの町 中土佐町 大月町
区分6	50,000円 及び 交通費等			室戸市 土佐清水市 東洋町 安田町 北川村	安芸市 香美市物部町 奈半利町 田野町 馬路村
区分7	70,000円 及び 交通費等				

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

基準日:2025年4月1日

対象支店		広島支店から			
区分	加算金額	広島県	島根県	山口県	
区分0	0円	府中町 坂町 広島市 竹原市 大竹市 廿日市市 熊野町 尾道市 府中市 庄原市 江田島市 世羅町	海田町 吳市 三原市 東広島市 安芸太田町 福山市 三次市 安芸高田市 北広島町 神石高原町	江津市 川本町 邑南町	和木町 光市 防府市 柳井市 平生町
区分1	10,000円 及び 交通費等				
区分2	15,000円 及び 交通費等				
区分3	23,000円 及び 交通費等	大崎上島町	浜田市 大田市 飯南町 津和野町	益田市 奥出雲町 美郷町 吉賀町	宇部市 岩国市 周防大島町
区分4	30,000円 及び 交通費等		出雲市 雲南市	安来市	山口市阿東 長門市(油谷以外) 阿武町
区分5	40,000円 及び 交通費等		松江市		下関市 長門市油谷
区分6	50,000円 及び 交通費等		海士町* 隠岐の島町*	西ノ島町* 知夫村*	
区分7	70,000円 及び 交通費等				

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

基準日:2025年4月1日

対象支店		福岡支店から				
区分	加算金額	福岡県		佐賀県		熊本県
区分1	5,000円	福岡市 大野城市 那珂川市 古賀市 志免町 宇美町 篠栗町		春日市 太宰府市 筑紫野市 糸島市 粕屋町 久山町 須恵町		基山町
区分2	10,000円	福津市 飯塚市 嘉麻市 田川市 うきは市 筑前町 新宮町 糸田町 広川町 川崎町		小郡市 宗像市 朝倉市 久留米市 宮若市 桂川町 大刀洗町 鞍手町 小竹町		鳥栖市 吉野ヶ里町
区分3	15,000円	中間市 八女市 大川市 柳川市 大牟田市 香春町 大任町 水巻町 大木町 福智町 築上町 東峰村		直方市 筑後市 みやま市 北九州市 行橋市 岡垣町 遠賀町 添田町 芦屋町 苅田町 赤村 みやこ町		唐津市 小城市 伊万里市 上峰町 玄海町 江北町 白石町
区分4	20,000円	豊前市 吉富町		上毛町		佐賀市 多久市 武雄市 みやき町 有田町 大町町
区分5	25,000円					荒尾市 山鹿市 和水町 玉東町
区分6	30,000円					玉名市 南関町 長洲町
区分7	40,000円					菊池市 宇土市 阿蘇市 南小国町 益城町 嘉島町 甲佐町 山都町 氷川町 南阿蘇村
区分8	50,000円					八代市 人吉市 天草市 津奈木町 五木村 相良村
区分9 離島等	別途見積					上天草市 水俣市 芦北町 錦町 山江村 球磨村
						あさぎり町 湯前町 水上村
						多良木町 答北町

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

基準日:2025年4月1日

対象支店		福岡支店から			
区分	加算金額	長崎県	大分県		
区分1	5,000円				
区分2	10,000円				
区分3	15,000円	松浦市	日田市 玖珠町		
区分4	20,000円	平戸市 佐世保市 波佐見町 川棚町	大村市 諫早市 東彼杵町 佐々町	中津市 由布市 別府市 日出町	宇佐市 豊後高田市 九重町
区分5	25,000円	西海市 長崎市 南島原市 時津町	雲仙市 島原市 長与町	杵築市 竹田市 臼杵市	大分市 国東市
区分6	30,000円			佐伯市	
区分7	40,000円				
区分8	50,000円				
区分9 離島等	別途見積	対馬市 五島市 新上五島町	壱岐市 小値賀町	姫島村	

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

対象支店		福岡支店から			
区分	加算金額	宮崎県		鹿児島県	
区分1	5,000円				
区分2	10,000円				
区分3	15,000円				
区分4	20,000円				
区分5	25,000円	五ヶ瀬町 日之影町 諸塙村	高千穂町 椎葉村		
区分6	30,000円	えびの市 小林市 美郷町 門川町	延岡市 日向市 高原町 西米良村	出水市 阿久根市 長島町	伊佐市 湧水町
区分7	40,000円	都城市 都農町 三股町 国富町	宮崎市 川南町 綾町 高鍋町	鹿児島市 薩摩川内市(離島除く) 霧島市 曾於市 垂水市	姶良市 日置市 さつま町
区分8	50,000円	日南市 串間市 木城町	西都市 新富町	鹿屋市 いちき串木野市 南九州市 指宿市 東串良町 肝付町	志布志市 南さつま市 枕崎市 大崎町 錦江町 南大隅町
区分9 離島等	別途見積			西之表市 薩摩川内市(離島に限る) 中種子市町 屋久島町 龍郷町 徳之島町 伊仙町 知名町 三島村 大和村	奄美市 南種子町 瀬戸内町 喜界町 天城町 和泊町 与論町 十島村 宇検村

注1 基準日以降に市町村合併等で区域名が変更された場合、基準日時点での区域で同表を適用する。

注2 宿泊を要する場合、出張者の人数及び宿泊日数分の宿泊費の合計の実費相当額を加算する。

別表第10 用語の定義

番号	用語	用語の定義
(1)	センター	当社、株式会社西日本住宅評価センターをいう。
(2)	業務規程	センターが定める確認検査業務規程をいう。
(3)	法	建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
(4)	令	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
(5)	規則	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。
(6)	建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)をいう。
(7)	バリアフリー法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)をいう。
(8)	消費税法	消費税法(昭和63年法律第108号)をいう。
(9)	省エネ業務規程	センターが定める建築物省エネ法判定業務規程をいう。
(10)	電子申請	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条に規定する申請等をいう。
(11)	確認	業務規程第17条(業務規程第24条において準用する場合を含む。)に規定する確認をいう。
(12)	計画変更	確認のうち、法第6条第1項に定める計画の変更をいい、法第87条、法第87条の4又は法第88条で準用する場合を含む。
(13)	検査等	業務規程第26条に規定する中間検査、業務規程第38条に規定する仮使用認定及び業務規程第32条に規定する完了検査(以下、それぞれ「中間検査」、「仮使用認定」及び「完了検査」という。)の検査(工作物のうち、一般工作物においては仮使用認定の検査を除く)をいう。
(14)	確認申請書 (建築物)等	規則別記様式第2号をいい、計画変更において法第6条の2の申請を行う場合は、規則別記様式第4号を第1面として申請を行った場合の申請書第1面から第6面をいう。
(15)	確認申請書 (工作物)等	規則別記様式第10号又は規則別記様式第11号をいう。工作物の計画を変更して法第88条第1項又は第2項で準用する法第6条の2の申請を行う場合は、それぞれ規則別記様式第13号又は規則別記様式第14号を第1面として申請を行った場合の申請書第1面及び第2面をいう。
(16)	中間検査申請書	規則別記様式第26号をいう。
(17)	完了検査申請書	規則別記様式第19号をいう。
(18)	建築面積	確認申請書(工作物)等(規則別記様式第11号に限る。)第2面【6. 工作物の概要】【ニ.建築面積】の申請部分の面積をいう。
(19)	概要書等	規則別記様式第3号及び規則別記様式第12号をいう。
(20)	工事届	規則別記様式第40号をいう。
(21)	FD申請	一般財団法人建築行政情報センターの確認申請プログラムにより作成した申請書データの添付がある確認の申請をいう。
(22)	住宅等	一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅の用途(以下「住宅等の用途」という。)に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上、かつ、住宅等の用途以外の用途に供する部分の床面積が200m ² 以下であるものをいう。
(23)	軽微な変更	規則第3条の2に規定する軽微な変更をいう。
(24)	軽微な変更説明書の提出	平成19年6月20日国土交通省告示第835号第3第2項第3号又は同第4第2項第3号に規定する軽微な変更説明書の提出をいう(変更内容が軽微な変更に該当しない場合においても、軽微な変更説明書が提出された場合を含む)。
(25)	一の変更	平成22年3月建築確認手続き等の運用改善マニュアル「一般建築物用」P25に規定する一の変更をいう。
(26)	単独申請	一の建築設備又は一の工作物を一の申請として行う申請をいう。
(27)	複数申請	複数の建築設備又は複数の工作物を一の申請として行う申請をいう。
(28)	併願申請	建築物と建築設備又は建築物と工作物を一の申請として行う申請をいう。
(29)	他機関等	法においては、センター以外の指定確認検査機関又は建築主をいい、建築物省エネ法においては、センター以外の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁をいう。
(30)	消防同意	法第93条第1項に規定する同意の手続きを、センターが確認の引受けした後に行うこという。
(31)	消防設備	消防法施行令第7条第1項に定める消火設備、警報設備及び避難設備をいう。
(32)	行政等への報告	法第6条の2第5項、法第7条の2第6項、法第7条の4第6項、法第7条の6第3項、法第15条第1項、法第93条第4項、法第93条第5項又はその他これらに類する特定行政庁、市町村、消防、保健所その他これらに類する行政機関への報告をいう。
(33)	紙面出力	行政等への報告を行う場合に、センターが概要書等、工事届、消防長等に対して通知(消防長等が図書を求める場合に限る)等その他これらに類する図書の紙面出力又は印刷等を要する場合をいう。

番号	用語	用語の定義
(34)	同一棟増築	確認申請書(建築物)等の第4面【3.工事種別】の欄が増築に該当するものをいう。
(35)	土砂災害特別警戒区域の審査	令第80条の3の規定により、土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法に関する審査をいい、土石等の衝撃を遮るよう設置される門又は扉の構造方法に関する審査を含む。
(36)	構造計算等	次のいずれかに該当するものをいう。 (1)構造計算(令第3章第8節の規定にかかる図書) (2)仕様規定(令第3章第1節から第7節の規定に係る図書) (3)構造方法に関する補足(令第80条の2の規定に係る図書) (4)既存不適格等の建築物に対する増改築等(令第137条の2又は令第137条の12第1項の規定に係る図書)
(37)	構造別棟等の数	確認申請書(建築物)等の第3面【12.建築物の数】【イ.申請に係る建築物の数】の値をいう(前号の構造計算等を要する部分を含む建築物に限る。)。ただし、令第36条の4に規定する建築物の部分を有する建築物については、エキスパンションジョイントの数を加えるものとし、同一棟増築については、当該建築物における増築面積に係わらず数に加える。
(38)	特定天井	平成25年国土交通省告示第771号第2に規定する特定天井のうち、同第3に定める基準への適合の審査を要するものをいう。
(39)	落下防止措置	平成17年国土交通省告示第566号第1第2号口ただし書きの規定により、講じられる措置をいう。
(40)	ルート2	令第81条第2項第二号イに掲げる構造計算(許容応力度等計算)で、法第20条第1項第二号イに規定する方法(大臣の認定を受けたプログラムによるものを除く。)による安全性の確認をいう。
(41)	保有水平耐力計算等	保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算をいう。
(42)	限界耐力計算等	限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算をいう。
(43)	併用構造	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造形式のうち、2以上を併用するものをいう。
(44)	多節点等	木造又は板厚6mm未満の軽量鉄骨を多用したプレース構造その他の建築物で、ラーメン構造に比べて節点の多いものをいう。
(45)	一般的なプログラム	一般に広く利用されているプログラム又は企業が自社専用利用を目的として開発したプログラムのうち、いずれかに該当するプログラムであって、少なくとも荷重計算から断面算定までの工程を一貫して処理できる機能を有するプログラム(以下「一貫計算プログラム」という。)をいい、センターが定めるものに限る。
(46)	建築物の構造計算の手法1	一般的なプログラム以外の一貫計算プログラムによる構造計算をいい、フリーソフトによる構造計算を除くものとする。
(47)	建築物の構造計算の手法2	「一般的なプログラム及び建築物の構造計算の手法(1)」以外のプログラム等による構造計算をいい、表計算ソフト又は手計算による構造計算を含むものとする。
(48)	建築物の部分	エキスパンションジョイントで接している複数の建築物の部分がある場合は、それぞれの部分をいい、特定天井において複数の該当部分がある場合は、それぞれの部分をいう。
(49)	工作物の構造計算の手法1	「センターが定めるプログラム又はこれと同等以上と認めるプログラム」以外の一貫計算プログラムによる構造計算をいい、フリーソフトによる構造計算を除くものとする。
(50)	工作物の構造計算の手法2	「センターが定めるプログラム又はこれと同等以上と認めるプログラム及び工作物の構造計算の手法(1)」以外のプログラムによる構造計算をいい、表計算ソフト又は手計算による構造計算を含むものとする(試行くさび法又は円弧滑りの検討を除く。)。
(51)	工作物の構造計算の手法3	「センターが定めるプログラム又はこれと同等以上と認めるプログラム及び工作物の構造計算の手法(1)」以外のプログラムによる構造計算をいい、表計算ソフト又は手計算による構造計算を含むものとする(試行くさび法又は円弧滑りの検討に限る。)。
(52)	既存不適格等の判定の審査	法第3条又はそれ以外に該当するかの判定をするための審査を要する場合をいう(法第12条第5項による特定行政庁への報告書等の添付により、センターがその判定を要しないと認めるものを除く)。
(53)	既往工事	平成21年9月1日国住指第2153-2号1.(1)⑤における、申請前の確認の検査済証交付以後に行われた増築、改築、修繕、模様替、用途変更又は除却に係る工事をいう。

番号	用語	用語の定義
(54)	検証法 (耐火性能検証法、防火区画検証法、区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法)	令第108条の3第1項に定める耐火性能検証法、同令第4項に定める防火区画検証法、令第129条第1項に定める階避難安全検証法及び令第129条の2第1項に定める全館避難安全検証法をいい、条例の審査並びに法又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む(以下、それぞれ照合を含み、「耐火性能検証法」「防火区画検証法」「区画避難安全検証法」「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」という。)。
(55)	天空率の審査	法第56条第7項に定める基準への適合の審査をいい、条例の審査並びに法又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む。
(56)	日影の審査	法第56条の2に定める基準への適合の審査をいい、条例の審査並びに法又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む。
(57)	特定避難時間等建築物の審査	平成27年2月23日国土交通省告示第255号第1第1項第1号に定める基準への適合の審査をいい、条例の審査並びに法又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む。
(58)	1時間準耐火共同住宅等の審査	平成27年2月23日国土交通省告示第255号第1第1項第3号に定める基準への適合の審査をいい、条例の審査並びに法又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む。
(59)	開口率計算等の審査	令和元年6月21日国土交通省告示第194号第2第1項第1号及び同第4第1号に定める基準への適合の審査をいい、条例の審査並びに法及又は建築基準関係規定の許可及び認定等において、許可及び認定等の要件にこれに準ずる計算方法が用いられている場合の、許可及び認定等の内容と申請図書との照合を含む。
(60)	バリアフリー法の審査	バリアフリー法第14条第1項から第3項への適合の審査をいう。
(61)	特別特定建築物等	バリアフリー法第2条第17号に定める特別特定建築物をいい、バリアフリー法第14条第3項の規定により、地方公共団体が条例で定める特定建築物を含む。
(62)	省エネ適合性判定	建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
(63)	省エネ適合性判定の用途区分	センターが別に定める建築物省エネ法判定業務規程別表第6の用途区分をいう。
(64)	標準入力法等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年法律第1号)第1条第1項第1号イの基準をいい、主要室入力法及びBEST省エネツール(誘導基準認定ツール)による計算を含む。
(65)	モデル建物法	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年法律第1号)第1条第1項第1号ロの基準をいう。
(66)	省エネ変更計画書	建築物省エネ法施行規則第2条第1項に該当する建築物エネルギー消費性能確保計画についての変更計画書をいう。
(67)	省エネ軽微変更説明書	建築物省エネ法施行規則第5条に該当する建築物エネルギー消費性能確保計画についての軽微な変更説明書をいう。
(68)	省エネ軽微変更該当証明書	建築物省エネ法施行規則第5条(同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更への該当を証明する書類をいう。
(69)	省エネ軽微変更ルートA～ルートC	建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務制度等に係る手続きマニュアル(令和7年4月版)P40～P43の軽微な変更A～Cをいう。
(70)	直前の省エネ適合性判定等	完了検査申請の直前に行われた省エネ適合性判定(省エネ変更計画書によるものを含む)又は省エネ軽微変更説明書をいう。
(71)	あらかじめの検討	確認においては、平成19年6月20日国住指第1332号第1(2)(施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等)に該当するもの又は平成19年11月14日国住指第3110号第3「確認の申請に当たって変更見込み次項があらかじめ検討されている場合について」に該当するものをいう。仮使用認定においては、昭和53年11月7日住指発第805号第1第5号(2)に該当し、別途検査(以下、「あらかじめの検討の別途検査」という。)を要するものをいう。
(72)	直前の確認	対象となる計画変更の直前に行われた確認(計画変更を含む)をいう。
(73)	直近の確認が他機関等	対象となる検査等の直前に行われた確認(計画変更を含む)を他機関等で受けたものをいい、直前の申請が検査等である場合で、直近の確認(計画変更を含む)から対象となる検査等までの申請において、その全ての検査等を他機関等を受けている場合は、直近の確認(計画変更を含む)を他機関等で受けているものを含む。

番号	用語	用語の定義
(74)	直前の検査が他機関等	対象となる検査等の直前に行われた申請が検査等で、かつ、その検査等を他機関等で受けているものいう。
(75)	申請前の確認	既存不適格等の判定の審査を要する確認において、対象となる建築物等の最新の確認をいう。
(76)	エレベーター等	令第146条第1項第1号に規定するエレベーター、エスカレーター及び令第146条第1項第2号に規定する小荷物専用昇降機をいう。
(77)	一般工作物	令第138条第1項に規定する工作物をいう。
(78)	鉄柱等	令第138条第1項第2号に規定する鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざおを除く)をいう。
(79)	広告塔等	令第138条第1項第3号に規定する広告塔又は広告板をいう。
(80)	擁壁	令第138条第1項第5号に規定する擁壁をいう。
(81)	工作物である自動車車庫	令第138条第4項第2号に規定する工作物をいう。
(82)	追加説明書	平成19年6月20日国土交通省告示第835号第3第4項第3号に規定する完了検査における追加説明書をいう。
(83)	再検査	検査等の内容、建築物の規模若しくは検査等の項目等により、複数の検査日程に及ぶ場合の初日以外の検査等、検査当日に申請者の申し出により検査等が延期となり、再度日程を設定する場合の検査等、センターが検査等のために現地に赴いた場合、立会人や設備専門担当者の不在等、申請者の責に帰すべき理由で再度検査等を要することとなった検査等又は検査等(完了検査における追加説明書の審査を含む)の結果、センターが再度現地での検査を要すると判断した場合の検査等をいう。
(84)	休日等	業務規程第13条第2項の規定に規定する休日をいう。
(85)	安全計画書	規則第4条の16第1項表(は)に定める安全計画書(確マ-17号様式)をいう。
(86)	軽微変更報告書	センターが定める確認検査実施マニュアル様式確マ-23号による報告書をいう。
(87)	計画書等	省エネ適合性判定の計画書、変更計画書又は軽微変更該当証明申請書をいう。
(88)	申請書記載事項変更届等	センターが定める確認検査実施マニュアル様式確マ-20号又は特定行政庁の定める様式で行われる届出をいう。
(89)	出張費	センターの検査等を担当する支店等から申請地への通常の方法及び経路での移動に係る距離、時間及び出張者の日当の諸費用等を勘案し、センターが定めるものをいう。
(90)	交通費等	社用車等の場合は、有料道路に係る料金の合計をいう。電車、船、飛行機、その他これらに類する公共交通機関、タクシー、レンタカーその他これらに類する交通手段等の場合は、検査等に赴く出張者全員が、これらを利用するにあたり必要となる料金の合計とし、センターの検査等を担当する支店等から申請地への通常の方法及び経路による往復として計算をおこなったものをいう。
(91)	事前相談等	平成19年8月9日国住指第1899号第2、平成19年10月9日国住指第2525号第3、又は、平成20年2月29日国住指第4196号第1(1)の事前相談における、不整合箇所の指摘等をいう。
(92)	確認の引受け	業務規程第17条第3項の規定に基づき行う確認の引受けをいう。